

労災の再発防止策について

労災防止は全社的に重点課題として取り組んでいる。しかし残念なことに昨年12月それを徹底すべき管理者がそれを軽く考えてきた結果、あわや労災が発生する恐れがあった。

昨年11月に運転取扱標準の一部が改正されて「**雪落としの運転停車では雪落とし係員と打ち合わせを行うこと**」となった。しかしこれは一枚の掲示と訂正資料配布のみであった。労働災害に直結する重要な訂正にもかかわらず、説明すらなかった。しかしこのことが現実化した。「**同床異夢**」・・意味は「**同じ寝床に寝ても、それぞれ違った夢を見ること。同じ立場にありながら、考え方や目的とするものが違うこと**のたとえ」だ。訂正内容で何がどう変わったか？個人の受け止め方によっても変わることだ。今回のケースで、雪落とし係員と打ち合わせを失念したことは管理者が徹底しなかったことによる人災といえる。

私たちはこの間、「**規程の訂正は労働時間とすべき**」や「**訓練時間内での訂正**」を再三求めてきた。規定の訂正は内容によっては「**命や財産**」に匹敵することを管理者は重く受け止めなければならない。訓練時間での理解度確認テストで「**線番号を書け**」などそんなに重要か？定例訓練が形骸化し、時間消化のために「**個人把握**」で時間を費やすことは建前を繕うもっとも簡単な方法だ。この機会に「**規程の訂正は所員の理解を徹底し超勤を含め会社が責任を持って行う**」と表明することが、再発防止策の一番の方法であろう。